普通自動車 MT 免許取得方法の変更について

拝啓

平素は当教習所をご愛顧頂き誠にありがとうございます。

来る 2025 年 4 月より施行される「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」を受け、その移行準備と 致しまして 2025 年 1 月 1 日以降お手続きのお客様より普通自動車 MT 免許の取得方法を変更させて頂きま す。つきましては、普通自動車 MT 免許の取得をご検討されているお客様は以下を必ずご確認ください。

敬具

記

対象となるお客様: 2025 年 1 月 1 日以降、普通自動車 MT 免許取得でお手続きをされるお客様

上記に該当するお客様の**普通自動車 MT 免許取得方法**及び参考費用は以下の通りとなります。

- ① 先ずは、**普通自動車 AT 限定**でご入所頂きご卒業を目指して頂きます。→費用:296,550 円 -A
- ② ご卒業後、免許センターでの学科試験に合格し、**『普通自動車 AT 限定免許』を取得して頂きます。**
- ③ **AT 限定解除審査で再入所**して頂きます。
 - ※ 重要:再入所迄の期日は卒業証明書の発行日より3か月以内とさせて頂きます。
 - ※ 重要:免許発行日ではございませんので注意が必要です。
 - 3か月以内に再入所頂いた場合は、入所金・適性検査費を割引いた費用で再入所頂けます。
 - ✓ 卒業証明書発行日より3か月以内の再入所の場合→AT限定解除審査費用:33,000円-B1
 - ✓ 上記以外の再入所の場合→AT 限定解除審査費用 74,800 円 -B2
- ④ ご卒業後、免許センターで MT 免許へ切り替えを行って頂き『普通自動車 MT 免許』取得となります。
 - 総額:A + B1 =329,550 円=普通自動車 MT 免許取得費用となります。

※ 上記費用は、各種プランや割引等を含んでいない参考費用となります。

以上